

ふじさわ障がい者プラン

2020

「きらり ふじさわ」

中間見直し

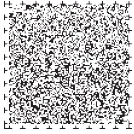
【概要版】

ふじさわ障がい者計画（中間見直し）
第5期ふじさわ障がい福祉計画
第1期ふじさわ障がい児福祉計画



2018年（平成30年）3月

藤沢市



はじめに



藤沢市長
鈴木 恒夫

藤沢市では、2015年（平成27年）3月に、2020年度（平成32年度）までの6年間を計画期間とした「ふじさわ障がい者計画」および、2017年度（平成29年度）までの3年間を計画期間とした「第4期ふじさわ障がい福祉計画」の2つの性格をあわせもつ「ふじさわ障がい者プラン2020『きらり ふじさわ』」を策定し、基本理念である「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」の実現に向け、障がい福祉施策を推進してまいりました。

その間、わが国では、2016年（平成28年）4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、2018年（平成30年）4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」および「児童福祉法」の改正が予定されています。

また、神奈川県では、2016年（平成28年）10月に、「ともに生きる社会かながわ憲章」を制定し、「ともに生きる社会」の実現に向けた施策を進めています。

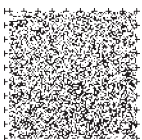
これらの動向を踏まえ、藤沢市では、2017年度（平成29年度）に計画の見直しを行い、本計画書である「ふじさわ障がい者プラン2020『きらり ふじさわ』中間見直し」を策定いたしました。

本計画書は、「ふじさわ障がい者計画（中間見直し）」「第5期ふじさわ障がい福祉計画」「第1期ふじさわ障がい児福祉計画」の3つの性格をあわせもつ計画となっており、障がい福祉を取り巻く課題の解決に向けて、今後取り組むべき施策の方向性、施策の展開、および具体的な事業・取組を定めています。また、2020年度（平成32年度）までの障がい福祉サービスや障がい児支援サービス等の見込み量についても定めています。

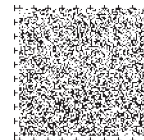
今後、計画推進に向けて、引き続き、庁内一体となって取り組むとともに、「郷土愛あふれる藤沢」の実現に向け、すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でいつまでも元気に、安心して暮らすことができるよう取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画書を策定するにあたり、熱心にご議論いただきました、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会および藤沢市障がい者総合支援協議会の委員の皆様を始め、貴重なご意見をいただきました市民ならびに関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

2018年（平成30年）3月



中間見直しにあたって



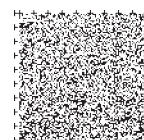
わが国では、2016年（平成28年）4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「差別解消法」）が施行され、教育、医療、福祉、公共交通、雇用等の障がいのある人の自立と社会参加にかかわるあらゆる分野において、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が進められています。また、障がいのある人の望む地域生活の支援等を盛り込んだ改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「改正総合支援法」）と、障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細やかな対応が盛り込まれた改正「児童福祉法」（以下「改正児童福祉法」）が、いずれも2018年（平成30年）4月に施行される予定となっています。

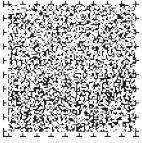
加えて、近年では、障がいのある人のほか、様々な生活ニーズのある人々等、すべての人が共に生きる地域社会の実現に向けた議論が進められています。国は、子ども・高齢者・障がいのある人等すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、地域における複雑な課題の解決にすべての住民が「我が事」として取り組む社会のあり方や、市町村における包括的な相談支援体制のあり方について、検討を進めてきました。

こうした中、藤沢市（以下「本市」）では、2015年（平成27年）3月に「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」を基本理念とし、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の2つの性格をあわせもつ「ふじさわ障がい者プラン2020『きらり ふじさわ』」（以下「当初計画」）を策定し、障がいのある人とその支援者等を対象とする施策を総合的に推進してきました。

また、本市では、「誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるまち」を目指し、子どもから高齢者、障がいのある人、生活困窮者等、すべての市民を対象とする「藤沢型地域包括ケアシステム」の構築を進めており、これは、地域共生社会の実現を目指す国の方向性とも共通するものであり、「藤沢型地域包括ケアシステム」の考え方に基づき、住民や多様な主体が地域の問題解決や地域づくりに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域福祉の実現を目指した動きです。

このように、障がいのある人および地域福祉にかかわる施策や社会動向の変化がみられる中、新たな地域の課題や施策ニーズを改めて把握・整理した上で障がい者施策を展開する必要があることから、本市では、当初計画の見直し（「障がい者計画」の中間見直しと「障がい福祉計画」の改定）を実施します。さらに、2018年（平成30年）4月に予定されている改正児童福祉法の施行に対応して、「第1期ふじさわ障がい児福祉計画」を新たに策定し、3つの計画を一体化した「ふじさわ障がい者プラン2020『きらり ふじさわ』中間見直し」（以下「『きらり ふじさわ』中間見直し」）として策定します。





第 1 章 計画の概要

1. 計画の位置付け

(1) 『きらり ふじさわ』中間見直し』の構成と法的な位置付け

『きらり ふじさわ』中間見直し』は、法律により市町村による策定が求められている「障害者計画」に該当する「ふじさわ障がい者計画（中間見直し）」と「障害福祉計画」に該当する「第 5 期ふじさわ障がい福祉計画」、「障害児福祉計画」に該当する「第 1 期ふじさわ障がい児福祉計画」という 3 つの計画により構成されています。

まず、「ふじさわ障がい者計画（中間見直し）」は、障がいのある人を取り巻く幅広い分野にわたる施策について総合的に推進していくことを目的に、障害者基本法の第 11 条第 3 項の規定による「市町村障害者計画」として、国の「障害者基本計画」や神奈川県「かながわ障害者計画」を踏まえた上で策定しています。

また、「第 5 期ふじさわ障がい福祉計画」は、改正総合支援法の第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい、必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を、地域の実情に応じて具体的かつ計画的に提供することを目的に、数値目標やサービス見込み量等を定めた福祉サービスの実施計画の性格を有しています。

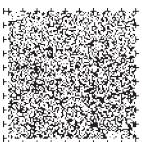
さらに、「第 1 期ふじさわ障がい児福祉計画」は、2018 年（平成 30 年）4 月施行予定の改正児童福祉法の第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施を目的に、数値目標やサービス見込み量等を定めるものです。

『きらり ふじさわ』中間見直し』は、これら 3 つの性格をあわせもつ計画として、一体的に策定するものです。

(2) 藤沢市地域福祉計画および庁内諸計画との関係

改正社会福祉法により、地域福祉計画が、各福祉分野における共通概念等として位置付けられ、地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

『きらり ふじさわ』中間見直し』では、藤沢市地域福祉計画との整合性を図るとともに、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえています。あわせて、福祉分野における個別分野計画として、「障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として共に生活し、活動する」というノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づいて、庁内諸計画との整合性を図っています。



2. 計画実施期間

『きらり ふじさわ』中間見直し」のうち、「障害者計画」については、2015年度（平成27年度）から2020年度（平成32年度）までの6年間を計画期間としています。2017年度（平成29年度）は計画期間の中間年度にあたることから、中間見直しを行います。

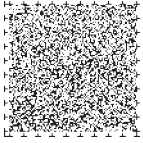
また、2017年度（平成29年度）までを計画期間としていた「障害福祉計画」および新たに策定する「障害児福祉計画」は法律の規定に基づき、いずれも3年を1期として策定することになっているため、計画期間は2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間としています。

これらのうち障害児福祉計画を除く2計画については、当初計画の分析・評価を行い、『きらり ふじさわ』中間見直し」で対応すべき課題を整理した上で、サービス基盤整備の推進等を念頭におき、施策の方向性や数値目標、サービス見込み量を設定しています。なお、国の動向等を踏まえ、必要に応じて『きらり ふじさわ』中間見直し」の見直しを行う予定です⁽¹⁾。

図表 1-1 計画期間のスケジュール

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
●障がい分野	ふじさわ障がい者計画					
			中間見直し			
	第4期ふじさわ障がい福祉計画			第5期ふじさわ障がい福祉計画		
			新規策定	第1期ふじさわ障がい児福祉計画		
●高齢者分野	藤沢市高齢者保健福祉計画 第6期藤沢市介護保険事業計画			藤沢市高齢者保健福祉計画 第7期藤沢市介護保険事業計画		
●子ども分野	藤沢市子ども・子育て支援事業計画					
●福祉全般	藤沢市地域福祉計画					
			中間見直し			
●全般	藤沢市市政運営の 総合指針2016 (平成26～28年度)			藤沢市市政運営の 総合指針2020 (平成29～32年度)		

(1) 『きらり ふじさわ』中間見直し」においても、当初計画と同様に基本目標を達成するための施策と各事業等について、目標達成の目安（モニタリング指標等）に基づく進捗管理（定期的な点検・評価）を行い、「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」で対応策を検討し、よりよい障がい者施策へとつなげていきます。

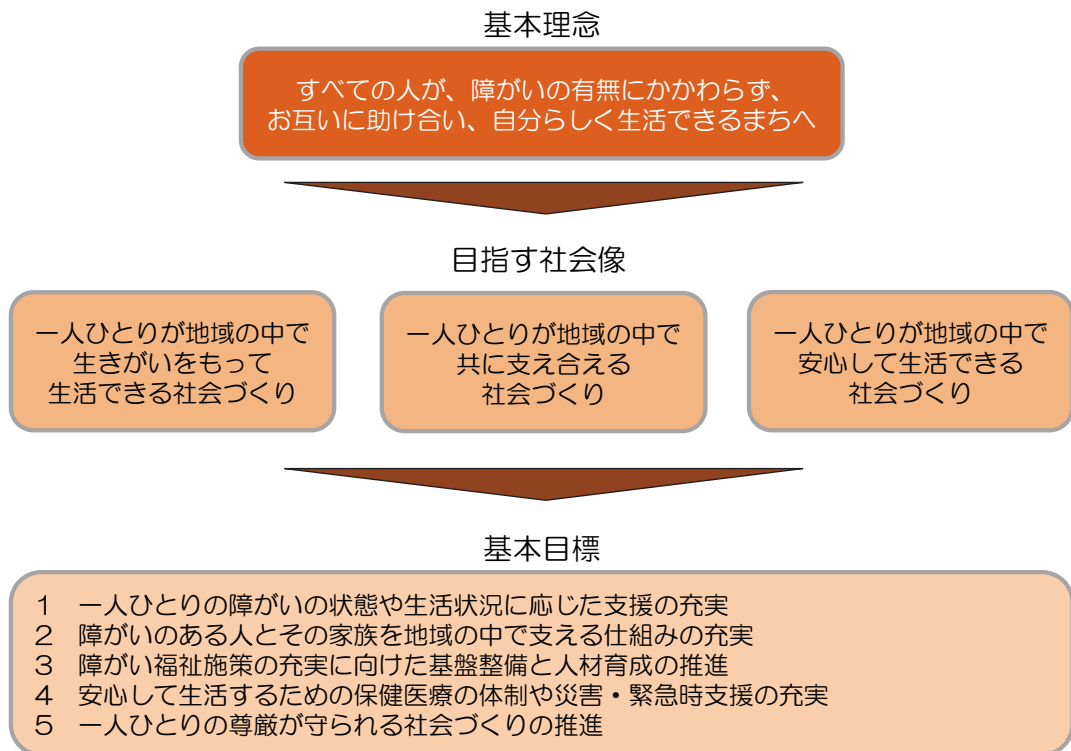


第2章 計画の考え方

1. 計画の基本的な考え方

『きらり ふじさわ』中間見直し』においては、当初計画の「基本理念」や、「目指す社会像」、「基本目標」の考え方を継承し、社会動向や法制度、当事者や支援者等のニーズの変化に適切に対応することを目的として、当該理念と社会像の実現に向けた具体的な施策を展開していきます。

図表 2-1 「『きらり ふじさわ』中間見直し」の基本理念・目指す社会像・基本目標



2. 基本理念

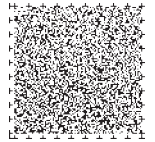
基本理念

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、
お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ

本市は、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン、そしてインクルーシブな社会の概念を踏まえ、障がいのある人、地域住民、そして行政が、お互いに助け合い、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが自分自身の意思や決定に基づき⁽²⁾、自分らしく生活できるまちづくりに向けた取組を推進します。

(2) 国の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(以下「意思決定支援ガイドライン」)の趣旨を踏まえ、中間見直しで追記しました。

3. 目指す社会像



一人ひとりが地域の中で生きがいをもって生活できる社会づくり

障がいのある人が、自らの人生を自身の意思で選択・決定し、自分の役割と居場所を見つけ、生きがいを持って生活を送ることができる社会が求められています。就学や就労、地域活動への参加等を通じて、障がいのある人が積極的に社会や地域にかかわり、様々な活動に取り組んでいけるような環境の整備が必要になります。

本市は、障がいのある人の社会参加を促進し、一人ひとりが地域の中で生きがいを持って生活できる社会づくりを目指します。

一人ひとりが地域の中で共に支え合える社会づくり

障がいのある人が、個人の努力だけで地域で自立した生活を送ることは困難が生じる場合があります。生活の様々な場面で他者の協力が必要になる場合があります。支援が必要な障がいのある人の生活を支えるため、本市では相談支援体制や発達に遅れのある子どもに対する支援の充実・強化を進めてきました。「『きらり ふじさわ』中間見直し」においても、こうした「公助」の強化を図る必要があります。

一方、障がいのある人やその家族でも、ピアカウンセリングやボランティア活動等、広く社会に対して参画・協力できることが多くあります。必要な支援体制を整備するとともに、地域での人と人とのつながりを大切にし、支え合い、助け合うことのできる関係を構築していくことが必要です。

本市は、行政や市民が障がいのある人を支え、障がいのある人も市民として地域にかかわっていく、一人ひとりが地域の中で共に支え合える社会づくりを目指します。

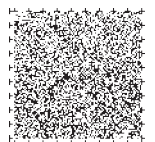
一人ひとりが地域の中で安心して生活できる社会づくり

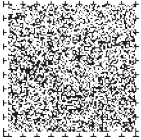
障がいのある人が、生活環境や法令・制度、人々の気持ち等の社会的障壁によって、社会への参加が妨げられることのない、ユニバーサルな社会づくりが求められています。こうした流れは、差別解消法の成立によりますます加速しており、本市においてもさらなる取組が必要となります。また、地震や津波等の自然災害への対策や見守り等の防犯対策、いつでも安心して医療が受けられる体制づくりも重要となります⁽³⁾。

障がいの有無にかかわらず安心して生活できる環境づくり・まちづくりという視点に立って、様々な社会的障壁をなくすとともに、いざというときに障がいのある人の生活を支える仕組みを構築することが必要です。

本市は、一人ひとりが地域の中で安全・安心な生活ができる社会づくりを目指します。

(3) 防犯意識の高まりや、障がいのある人の医療的ケアのニーズ増加を踏まえ、中間見直しで追記しました。





第3章 本市の障がいのある人の現状と今後の動向

1. 全体の推移

本市の障がい者手帳所持者数はすべての障がい種別で増加しており、特に療育手帳所持者数は23.5%増加、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は30.2%増加しています。

図表 3-1 総人口および障がい者手帳所持者数の推移

区 分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	4年間の 伸び率
総人口	417,070人	418,308人	420,619人	425,105人	427,501人	
身体障がい者手帳所持者数	10,574人	10,763人	10,910人	10,896人	10,918人	3.3%
療育手帳所持者数	2,344人	2,487人	2,579人	2,679人	2,895人	23.5%
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	2,515人	2,678人	2,889人	3,071人	3,275人	30.2%
障がい者手帳所持者数(延べ数)	15,433人	15,928人	16,378人	16,646人	17,088人	10.7%

注1. 総人口は、国勢調査を基準とした推計値。2013～2015年の推計値は平成22年国勢調査、2016～2017年の推計値は平成27年国勢調査を基準としています。

注2. 各年4月1日現在の数値。

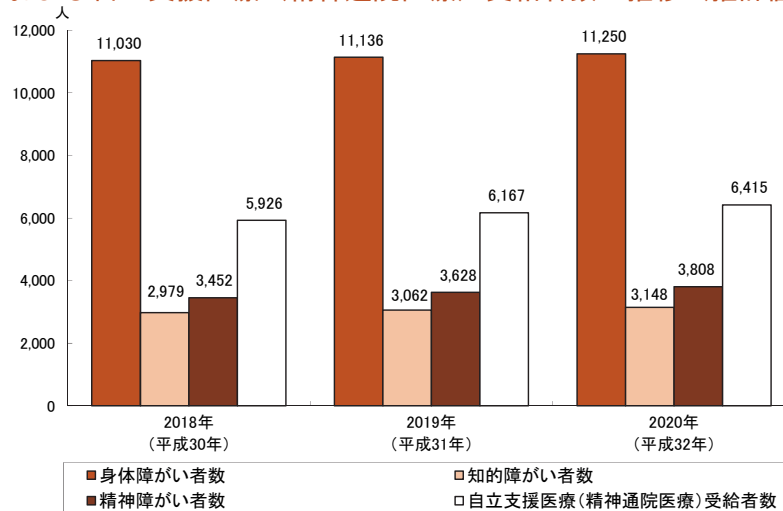
出所：障がい福祉課資料、藤沢市「藤沢市の人口と世帯数」

2. 障がい者数の将来推計

過去の障がい者手帳所持者数と障がい種別ごとの障がい者比率（総人口に占める障がい者の比率）の実績や近年の動向を踏まえた上で、2018年（平成30年）～2020年（平成32年）の障がい者比率を推計しました。それに推計人口を乗じて、各年の障がい種別ごとの障がい者数を見込みました。

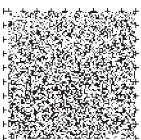
推計の結果、2020年（平成32年）の各障がい者数は、2017年（平成29年）に比べて増加することが見込まれます。

図表 3-2 2018年（平成30年）～2020年（平成32年）の各年の障がい者数および自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（推計値）

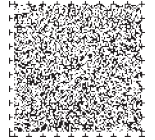


注. 障がい種別の障がい者数(推計値)については、過去の動き等を踏まえた上で、各障がい種別の障がい者比率（総人口に占める障がい者の比率）を推計し、それに、既に予測されている総人口を乗ずることにより推計しました。

出所：障がい福祉課資料、藤沢市「平成29年藤沢市将来人口推計（中間報告）」



第4章 障がい者施策の課題

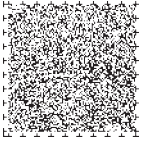


当初計画における課題を踏まえて施策の見直しを行うため、当初計画の事業評価、当初計画の中間見直しに関するニーズ調査、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会における審議およびグループワークを実施しました。

それらを踏まえ、当初計画の5つの基本目標に沿って本市障がい者施策の課題を整理し、以下の18の課題を設定しています。

【本市障がい者施策における18の課題（中間見直し後）】

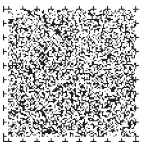
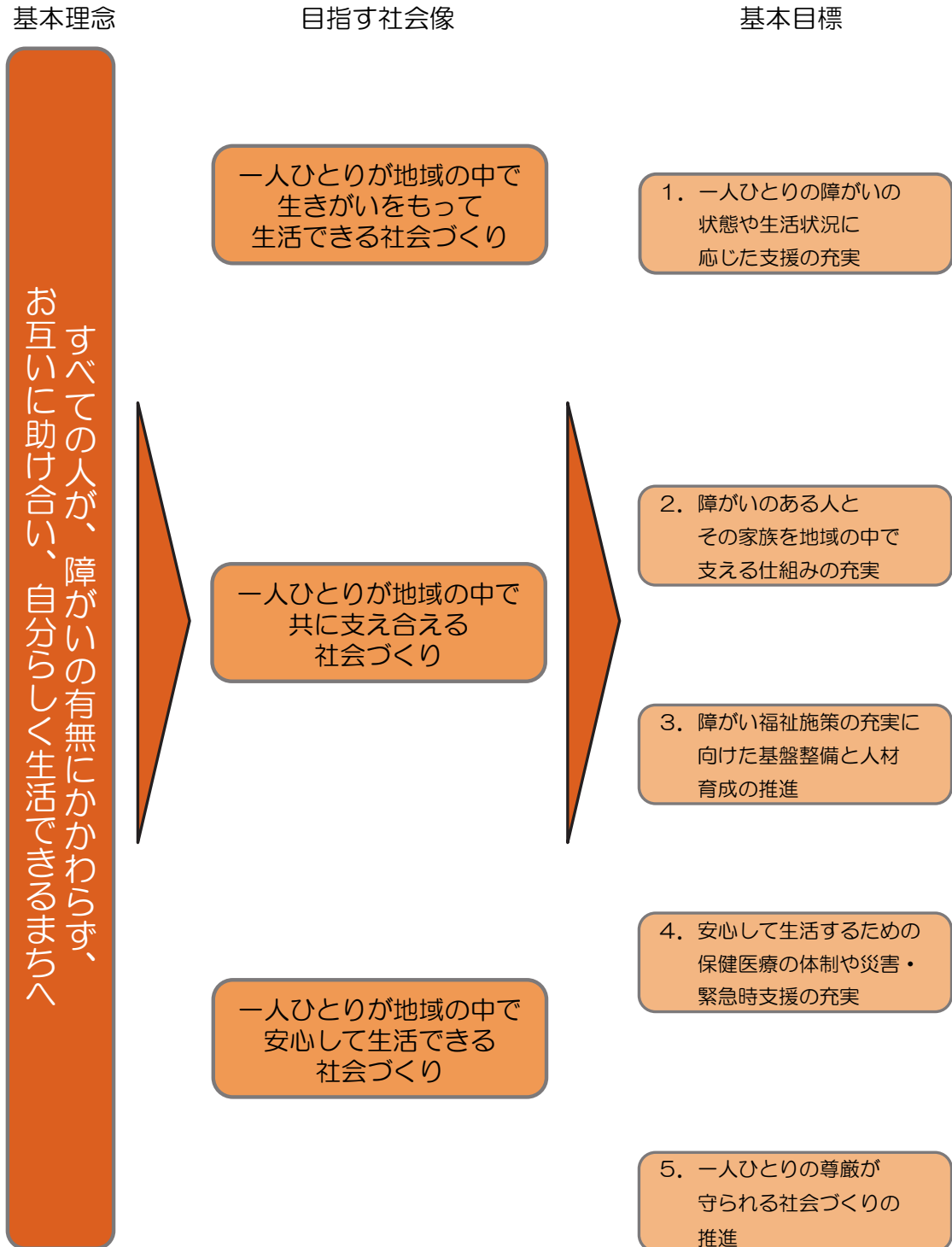
- 基本目標1「一人ひとりの障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実」に対応する課題
 - 課題① 障がい児の支援体制充実の必要性 ★見直しにより追加
 - 課題② 障がいのある人の就労支援体制充実の必要性
 - 課題③ 障がいのある人の高齢化に対応した施策の充実の必要性 ★見直しにより追加
 - 課題④ さらに取組が必要な障がいに対する支援の充実の必要性
- 基本目標2「障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組みの充実」に対応する課題
 - 課題⑤ 相談支援体制の拡充の必要性
 - 課題⑥ 障がいのある人の社会活動支援の必要性
 - 課題⑦ 障がいのある人の家族等に対する支援の必要性
 - 課題⑧ 障がい者団体等への支援の必要性
- 基本目標3「障がい福祉施策の充実に向けた基盤整備と人材育成の推進」に対応する課題
 - 課題⑨ 社会資源の確保に向けた取組の必要性
 - 課題⑩ 支援者間の連携・協働体制の強化の必要性
 - 課題⑪ 人材の確保と育成の必要性
- 基本目標4「安心して生活するための保健医療の体制や災害・緊急時支援の充実」に対応する課題
 - 課題⑫ 保健・医療体制充実の必要性
 - 課題⑬ 障がいのある人の防災対策の必要性
 - 課題⑭ 緊急時における支援体制整備の必要性 ★見直しにより追加
- 基本目標5「一人ひとりの尊厳が守られる社会づくりの推進」に対応する課題
 - 課題⑮ バリアフリーのまちづくりとしての環境整備の必要性
 - 課題⑯ 心のバリアフリー促進の必要性
 - 課題⑰ 権利擁護に関する取組の必要性 ★見直しにより変更
 - 課題⑱ 障がいのある人への差別の解消と合理的配慮に向けた取組の必要性

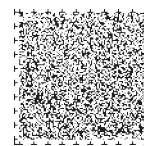


第5章 施策の方向性と展開

1. 施策の体系図

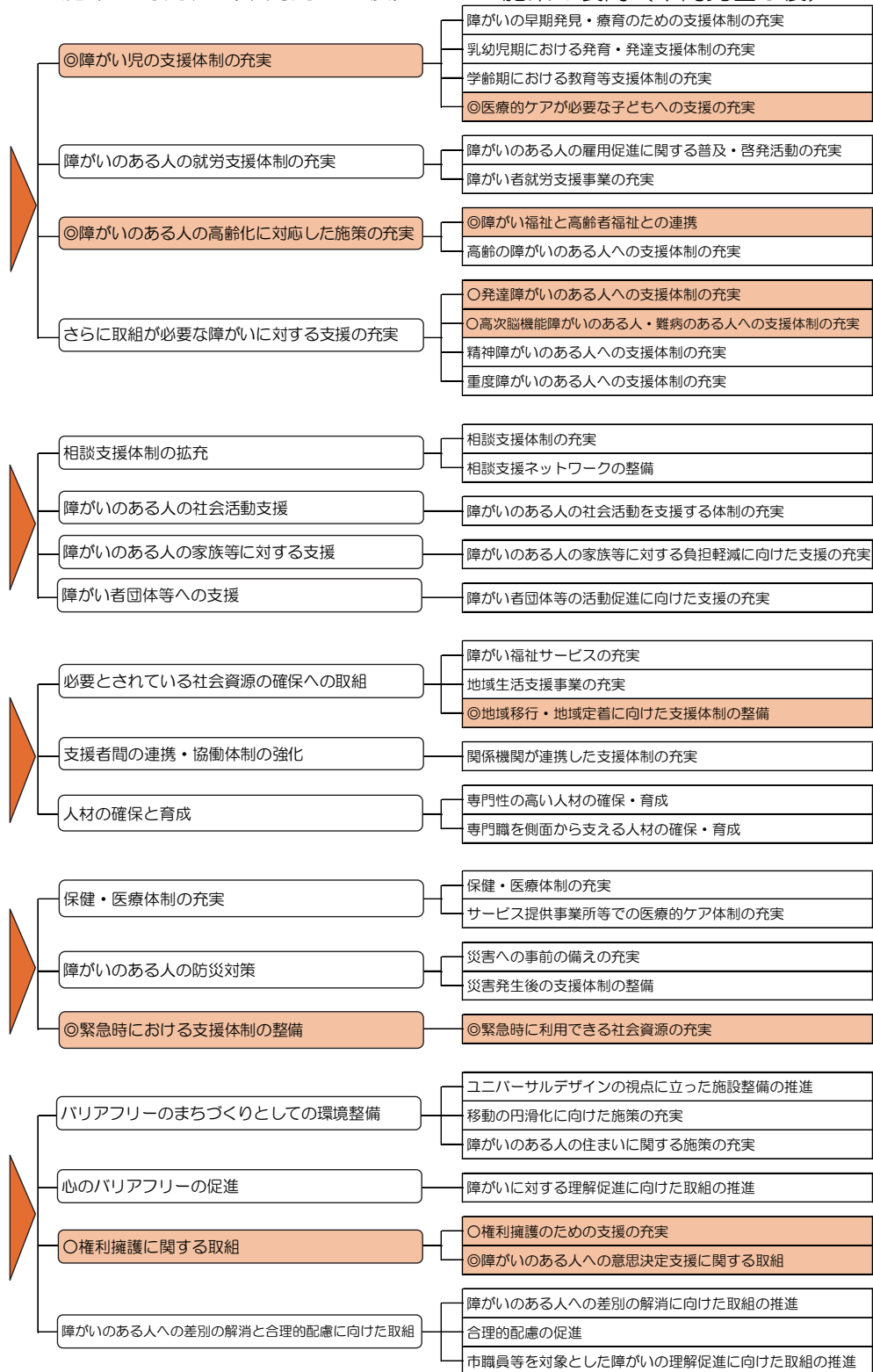
図表 5-1 施策の体系図（中間見直し後）



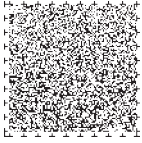


施策の方向性（中間見直し後）

施策の展開（中間見直し後）



注. ◎印は、中間見直しで新たに追記した施策の方向性、施策の展開を指します。
 ○印は、当初計画の施策体系から変更した施策の方向性、施策の展開を指します。



2. 基本目標ごとの施策の方向性および施策の展開

※中間見直しにあたって新たに計画に位置付けられた事業・取組については、太字・下線で表しています。

基本目標 1「一人ひとりの障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実」に対応する施策

施策の方向性（1）障がい児の支援体制の充実（新）

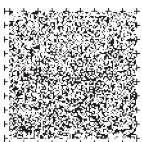
- 障がい児に対して、すこやかな育ちに必要な支援を確実に提供する体制を整備するように努めます。
- また、障がい児の保護者に対する支援や障がい特性の理解の促進を図ります。

施策の展開	事業・取組
障がいの早期発見・療育のための支援体制の充実	乳幼児健診・健診フォロー（経過検診療養生活相談、心理相談経過観察、親子教室）
	未熟児・慢性疾患児保健指導事業
	子どもサポートファイルの活用
	成長に応じた発達支援の充実（変更）
	障がい児支援サービスの充実
乳幼児期における発育・発達支援体制の充実	子ども成長記録ツールの提供（変更）
	子ども発達相談
	就学相談
	幼稚園・保育園と小学校の連携強化
	特別支援保育の充実
学齢期における教育等支援体制の充実	特別支援教育の充実
	職場実習の場の提供
	進路業務連絡会
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実（新）	<u>小児在宅療養支援の充実に向けた協議（新）</u>
	<u>医療的ケアに対応した障がい児支援の充実（新）</u>
	看護師の配置に対する支援

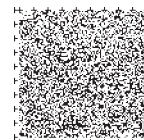
施策の方向性（2）障がいのある人の就労支援体制の充実

- 企業の障がいに対する理解をより一層促進するとともに、障がいのある人の雇用を促進し、障がいのある人の働く場の充実を図ります。
- 就労意欲のある、障がいのある人が、自らの希望に沿って円滑に就職し、定着できるように支援する、体制や取組の充実を図ります。

施策の展開	事業・取組
障がいのある人の雇用促進に関する普及・啓発活動の充実	藤沢市障がい者雇用推進庁内会議
	障がい者合同面接会
	事業所訪問・見学会
	啓発事業の実施
	庁内障がい者雇用の推進
	障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進
障がい者就労支援事業の充実	<u>障がいのある人への就農支援（新）</u>
	就労援助センターへの運営費助成
	就労等基盤整備推進事業（神奈川県障害者地域生活サポート事業）
	就労支援ネットワークによる取組



施策の方向性（3）障がいのある人の高齢化に対応した施策の充実（新）



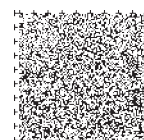
- 障がいのある人の高齢化に対応し、65歳以降も安心して使い慣れたサービスが受けられるような仕組みづくりや、利用者の高齢化に対応したサービス提供体制の整備に努めます。

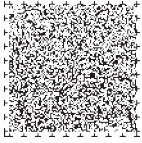
施策の展開	事業・取組
障がい福祉と高齢者福祉との連携（新）	介護保険制度対象者の障がい特性に応じた障がい福祉サービス
	共生型サービス（新）
高齢の障がいのある人への支援体制の充実	介護保険事業
	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の設置・運営
	給食サービス
	老人福祉施設の整備
	ケアマネジメントリーダー事業

施策の方向性（4）さらに取組が必要な障がいに対する支援の充実

- 精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がい、難病等、さらに取組が必要な障がいについて、各障がいの特性に関する理解を促進するとともに、支援体制・支援内容の充実に努めます。
- すべての障がいに対して、ニーズに則したサービスを提供できるよう必要な体制の充実に努めます。

施策の展開	事業・取組
発達障がいのある人への支援体制の充実（変更）	発達障がい等普及・啓発事業の実施
	発達障がいのある人への支援体制の充実
高次脳機能障がいのある人・難病のある人への支援体制の充実（変更）	高次脳機能障がいのある人への支援体制の充実
	難病講演会
	難病のある人等の療養生活の相談（訪問）
	難病リハビリ教室
	難病のある人・家族会の支援
	藤沢市難病対策地域協議会の運営（新）
	難病のある人に対する障がい福祉サービス
難病のある人に対する日常生活用具の給付	
精神障がいのある人への支援体制の充実	精神保健福祉公開講座
	精神障がい者地域生活支援事業
	在宅精神障がい者への相談支援体制の充実
重度障がいのある人への支援体制の充実	重度障がいのある人の障がい福祉サービスの充実
	湘南東部あんしんネット（障がい福祉サービス等地域拠点事業所配置事業）
	重症心身障がい児者の入所施設の整備
	グループホーム介護支援事業（神奈川県障害者地域生活サポート事業）
	重度重複障がい者個別支援事業（神奈川県障害者地域生活サポート事業）





基本目標 2「障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組みの充実」に対応する施策

施策の方向性（1）相談支援体制の拡充

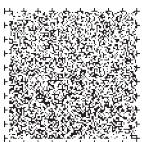
- 障がいに関する相談窓口の充実を図り、関係機関が連携して、障がいのある人が身近な場所で必要な情報や支援を得られる、専門的かつワンストップの相談支援体制の構築を目指します。
- 計画相談支援の担い手が不足している状況を踏まえ、必要とする人に計画相談支援を提供できるような体制の整備を図ります。

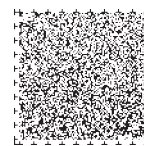
施策の展開	事業・取組
相談支援体制の充実	福祉保健総合相談（変更）
	生活困窮者自立支援事業（変更）
	精神保健福祉相談
	計画相談支援・障がい児相談支援事業の推進
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
相談支援ネットワークの整備	障がい者等生活改善相談事業
	相談支援体制等の整備 相談支援ネットワークの強化

施策の方向性（2）障がいのある人の社会活動支援

- 障がいのある人が進んで社会活動や余暇活動ができるよう、引き続き必要な支援体制の充実や拠点・環境の整備を行います。

施策の展開	事業・取組
障がいのある人の社会活動を支援する体制の充実	障がい者総合支援協議会への当事者の参画
	生涯学習事業等への障がい者の参画
	障がい者スポーツ団体の組織化に向けた調整・支援
	湘南地区障害者卓球大会の実施
	地域情報サイト活性化事業
	障がいのある人のスポーツ活動の場の確保
	通所体験事業（神奈川県障害者地域生活サポート事業）
	障がい者施設等通所交通費助成
	障がいのある人の働く機会の提供
	福祉手当の支給
	障がいのある人や家族等の活動拠点整備
	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備（変更）
	文化芸術活動の充実（新）
障がい者等福祉タクシー助成事業	





施策の方向性（3）障がいのある人の家族等に対する支援

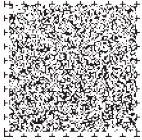
- 障がいのある人の主な支援者である家族等に対して、福祉サービスの充実等を通じ、精神的・肉体的負担の軽減に努めます。
- また、障がいのある人の家族が、介護をしながら就労し続けるために必要な支援を行う体制の整備を図ります。

施策の展開	事業・取組
障がいのある人の家族等に対する負担軽減に向けた支援の充実	家族のレスパイトの機会の確保（短期入所・日中一時支援・移動支援等の充実）
	施設送迎促進事業
	心身障がい者介護手当支給事業
	特別児童扶養手当の支給申請受付
	家族教室・家族相談の実施
	障がいのある人や家族等の活動拠点整備（再掲）
	ごみの一声ふれあい収集

施策の方向性（4）障がい者団体等への支援

- 障がい者団体等に対して、活動が円滑に行えるよう、活動の場の確保等のサポートを進めます。
- 障がいのある人の互助の場である障がい者団体等への参加促進に向けて、情報が必要とする人に届くように、障がい者団体の活動内容の周知に努めます。

施策の展開	事業・取組
障がい者団体等の活動促進に向けた支援の充実	障がい者団体等の紹介
	障がいのある人や家族等の活動拠点整備（再掲）
	障がい者団体への啓発活動の推進



基本目標 3「障がい福祉施策の充実に向けた基盤整備と人材育成の推進」に対応する施策

施策の方向性（1）必要とされている社会資源の確保への取組

- 障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、国の指針等に基づき、各種サービスの提供体制の拡充に向けた調整や取組を実施します。
- 市内の社会資源が不足している現状を踏まえ、障がい福祉サービス提供事業所や障がいのある人の進路・居場所、医療機関等の拡充に努めます。

施策の展開	事業・取組
障がい福祉サービスの充実	障がい者施設整備支援事業
	障がい児支援サービスの充実（再掲）
	グループホーム家賃助成
	グループホーム設置助成
	太陽の家整備事業
地域生活支援事業の充実	地域生活支援事業
	地域活動支援センター助成事業
	神奈川県地域生活支援事業の有効活用
地域移行・地域定着に向けた支援体制の整備（新）	精神障がい者地域生活支援事業（再掲）
	地域移行支援・地域定着支援の推進

施策の方向性（2）支援者間の連携・協働体制の強化

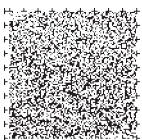
- 障がいのある人へより充実した支援が提供できるよう、行政機関・教育機関・医療機関・福祉関係機関・保護者等の支援者間の連携や関係機関による協働体制の強化を推進します。

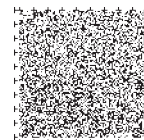
施策の展開	事業・取組
関係機関が連携した支援体制の充実	障がい者総合支援協議会の効果的な運用
	地域ケア会議

施策の方向性（3）人材の確保と育成

- 障がいのある人が質の高い福祉サービスを利用できるよう、サービスを提供する事業者に対する人材の確保および育成に関する支援を実施します。

施策の展開	事業・取組
専門性の高い人材の確保・育成	幼稚園・保育園等職員への育成支援
	福祉人材等の処遇改善等についての国・神奈川県への要望
	介護職員初任者研修受講料助成事業
	特別養護老人ホーム等人材育成定着事業
	地域密着型サービス事業所人材育成定着事業
	相談支援従事者の育成
	手話奉仕員の養成
	福祉人材の確保（変更）
専門職を側面から支える人材の確保・育成	点訳・音訳等ボランティア講習会
	ボランティアの育成と活動支援
	障がい者スポーツボランティアの養成
	民生委員・児童委員の活動の支援
	愛の輪福祉基金による活動団体助成
	地区ボランティアセンターの運営・設置支援
	要約筆記体験会の実施





施策の方向性 (1) 保健・医療体制の充実

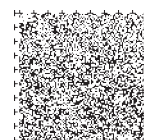
- 障がいがあっても、安心して必要な医療や保健指導が受けられる体制の整備を引き続き推進します。
- 医療的ケアが必要な障がいのある人に対する支援の充実に努めます。

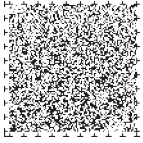
施策の展開	事業・取組
保健・医療体制の充実	障がい者等医療費助成事業
	未熟児養育事業（養育医療の給付）
	育成医療
	更生医療
	精神通院医療
	障がい者等歯科診療運営事業
	障がい者施設訪問健診・口腔管理衛生指導事業
	こくほ（特定）健診の負担金の免除
	がん検診等の一部負担金の免除
	入院時コミュニケーション支援事業
	メール 119 および FAX119 システム
	ふじさわ安心ダイヤル 24
	精神科救急医療情報の提供（変更）
	難病のある人等の療養生活の相談（訪問）（再掲）
精神保健福祉相談（再掲）	
サービス提供事業所等での医療的ケア体制の充実	看護師の配置に対する支援（再掲）
	医療的ケア訪問支援事業（神奈川県障害者地域生活サポート事業）
	医療的ケア支援事業（神奈川県障害者地域生活サポート事業）

施策の方向性 (2) 障がいのある人の防災対策

- 災害時等に障がいのある人の支援が円滑に進むよう、地域の自主防災組織等を中心とした避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進します。
- 災害発生後の情報提供体制や、避難後の医療や支援へのニーズ対応体制、避難生活における支援体制の整備を推進します。

施策の展開	事業・取組
災害への事前の備えの充実	防災意識の普及・啓発
	地域における避難行動要支援者避難支援体制の構築
	藤沢市総合防災訓練等への参加促進
	災害救援ボランティアネットワークの整備
	地域防災拠点事業（神奈川県障害者地域生活サポート事業）
災害発生後の支援体制の整備	医療援護体制の機能強化
	避難生活支援
	災害救援ボランティアの受け入れ
	避難施設における支援体制の強化



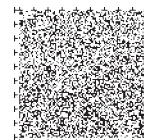


施策の方向性（3）緊急時における支援体制の整備（新）

- 障がいのある人やその家族等の体調が急に悪化した場合においても、障がい福祉サービスや医療機関等を迅速に利用できるよう、緊急時における支援体制の整備を推進します。

施策の展開	事業・取組
緊急時に利用できる社会資源の充実（新）	緊急時における支援体制の整備（新）

基本目標 5 「一人ひとりの尊厳が守られる社会づくりの推進」に対応する施策



施策の方向性 (1) バリアフリーのまちづくりとしての環境整備

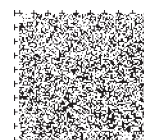
- 道路や公共施設等の整備や改修を行う際、障がいのある人の視点を考慮し、障がいのある人が外出した際にも困らないようなまちづくりを推進します。
- 障がいのある人の活動の範囲が拡大するよう、すべての人が安心して円滑に移動ができる空間を構築するとともに、障がいのある人が安全で快適に過ごせる住まいに関する施策の充実に、引き続き努めます。

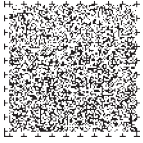
施策の展開	事業・取組
ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備の推進	公共建築物の整備
	新築・改築工事等における取組
	公園新設・改修事業
	民間開発行為、建築行為に対する指導
移動の円滑化に向けた施策の充実	藤沢駅周辺地区再整備事業
	六会日大前駅周辺地区移動円滑化基本構想に伴う道路特定事業
	善行駅周辺地区移動円滑化基本構想に伴う道路特定事業（変更）
	放置自転車対策事業
	公共交通機関の車両等のバリアフリー化の推進
	福祉有償運送事業
障がいのある人の住まいに関する施策の充実	市営住宅整備事業
	住宅確保要配慮者に対する支援の充実（新）
	住宅設備改良費の助成

施策の方向性 (2) 心のバリアフリーの促進

- 外見から分かりづらい障がいを含め、あらゆる障がいへの理解と対応のあり方等について、市民や地域に対するさらなる普及・啓発の推進に取り組みます。
- 障がいのある人に対する偏見等を解消し、障がいの有無にかかわらず、地域で自分らしい生活ができるよう、学校教育の場を含め、障がいに関する理解を深めるためのさらなる普及・啓発の推進に取り組みます。

施策の展開	事業・取組
障がいに対する理解促進に向けた取組の推進	学校教育における人権教育の推進
	人権啓発の推進
	障がい理解の普及・啓発の推進
	スポーツノーマライゼーションの推進
	心のバリアフリー推進事業





施策の方向性（3）権利擁護に関する取組（変更）

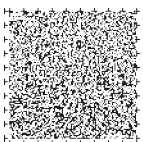
- 障がいのある人の基本的な権利が保障され、地域の中で安心かつ快適に生活を送ることができるよう、虐待防止や意思決定支援等の必要な施策を推進します。

施策の展開	事業・取組
権利擁護のための支援の充実（変更）	人権啓発の推進（再掲）
	人権相談体制の支援
	障がい者虐待防止センターの運営
	児童虐待防止の推進
	高齢者虐待防止対策の推進
	成年後見制度の啓発
	専門職による成年後見相談
	成年後見制度市長申立て
	成年後見制度利用支援事業
日常生活自立支援事業	
障がいのある人への意思決定支援に関する取組（新）	障がいのある人への意思決定支援の促進に関する取組（新）

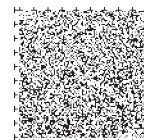
施策の方向性（4）障がいのある人への差別の解消と合理的配慮に向けた取組

- 差別解消法等の内容についてより一層の周知を図るとともに、合理的配慮の考え方を広め、障がいのある人に対する不当な差別を防止するための取組を推進します。
- 行政機関等において、障がいに関する理解を深めた上で、必要な配慮を踏まえた施策や事業の展開、サービスを実施する体制の整備を進めます。
- また、医療機関や教育機関等における障がいへの理解や合理的配慮を促進します。

施策の展開	事業・取組
障がいのある人への差別の解消に向けた取組の推進	障がい者差別解消支援地域協議会の開催（変更）
	障がい理解の普及・啓発の推進（再掲）
	職員サポートブックの活用（変更）
合理的配慮の促進	手話通訳者・要約筆記者の派遣
	手話通訳者の設置
	認定訪問調査等に係る手話通訳者の派遣
	図書館の宅配サービス
	CATV（ケーブルテレビ）視覚広報事業
	広報ふじさわ発行事業
	点字および声の議会報発行業務
	点字・録音図書製作・貸出
	ホームページ運営管理事業
	視覚障がい者IT講習会
	日常生活用具の給付
	学習する権利を保障する支援の整備
	申請等手続の電子化推進
	インターネットを利用した福祉情報の提供
障がいのある人への合理的配慮についての検討	
「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の普及（新）	
市職員等を対象とした障がいの理解促進に向けた取組の推進	職員研修の活用による普及・啓発
	職員サポートブックの活用（再掲）（変更）



第6章 第5期ふじさわ障がい福祉計画



1. 平成32年度の目標について

(1) 地域生活に移行する福祉施設入所者数

2020年度（平成32年度）末までに地域生活に移行する福祉施設入所者数については、2016年度（平成28年度）末時点の入所者数の9.1%（23人）を目指します。

(2) 精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築

「藤沢市障がい者総合支援協議会」と「藤沢市精神障がい者地域生活支援連絡会」とが連携を強化し、精神障がいのある人の地域移行、地域定着のさらなる推進を目指します。また、指定一般相談支援事業所の相談サービス体制の強化に努め、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域の社会資源が連携して支援ネットワークを形成する「面的整備型」を基本とし、関係機関と連携した包括的な支援体制の強化に努めるとともに、これまで支援が行き届かなかった障がいのある人にも、緊急時において支援が届くようなアプローチをさらに進めます。

(4) 一般就労に移行する福祉施設利用者数

2020年度（平成32年度）の一般就労に移行する福祉施設利用者数については、2016年度（平成28年度）実績の約1.5倍となる90人を目標とします。

(5) 就労移行支援事業の利用者数

2020年度（平成32年度）末の利用者数については、2016年度（平成28年度）末実績の約1.2倍の154人を目標とします。

(6) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

2020年度（平成32年度）末における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所は、引き続き全就労移行支援事業所の5割（50.0%）を目標とします。

(7) 就労定着支援事業を利用した人の1年後の職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率は、2019年度（平成31年度）および2020年度（平成32年度）いずれも80%を目標とします。

2. 障がい福祉サービスの見込み量一覧（平成 30 年度～平成 32 年度）

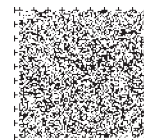
区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援	18,586 時間 (826 人)	20,218 時間 (880 人)	21,874 時間 (935 人)	
日中活動系サービス	通所系サービス	生活介護	18,212 人日 (935 人)	18,992 人日 (975 人)	19,771 人日 (1,015 人)
		自立訓練（機能訓練）	104 人日 (6 人)	121 人日 (7 人)	138 人日 (8 人)
		自立訓練（生活訓練）	299 人日 (19 人)	315 人日 (20 人)	330 人日 (21 人)
		宿泊型自立訓練	208 人日 (14 人)	223 人日 (15 人)	238 人日 (16 人)
		就労移行支援	2,523 人日 (140 人)	2,649 人日 (147 人)	2,740 人日 (154 人)
		就労継続支援（A型）	1,196 人日 (61 人)	1,274 人日 (65 人)	1,372 人日 (70 人)
		就労継続支援（B型）	10,215 人日 (622 人)	10,741 人日 (654 人)	11,266 人日 (686 人)
		就労定着支援	62 人	86 人	90 人
		療養介護	32 人	34 人	35 人
		福祉型短期入所	1,345 人日 (271 人)	1,429 人日 (288 人)	1,508 人日 (304 人)
	医療型短期入所	78 人日 (16 人)	83 人日 (17 人)	83 人日 (17 人)	
居住系サービス	自立生活援助	9 人	9 人	11 人	
	共同生活援助	321 人	338 人	356 人	
	施設入所支援	252 人	252 人	252 人	
相談支援	計画相談支援	1,153 人	1,378 人	1,603 人	
	地域移行支援	4 人	6 人	8 人	
	地域定着支援	5 人	9 人	13 人	

注 1. 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの見込み量は、各年度 3 月の利用分を示しています。

注 2. 相談支援のうち、計画相談支援の見込み量は各年度末の実利用者数を示しています。地域移行支援、地域定着支援の利用人数は年度（4 月～3 月）の実利用者数を示しています。

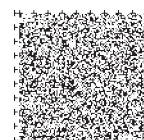
注 3. 人日は、利用見込み者数×1 か月あたりの平均利用日数で算出しています。

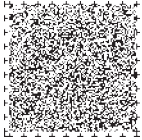
3. 地域生活支援事業の見込み量一覧（平成30年度～平成32年度）



【必須事業】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
(1) 理解促進研修・啓発事業				
理解促進および啓発に関する事業	5事業	5事業	5事業	
(2) 自発的活動支援事業				
避難行動要支援者名簿提供自治会数	421件	433件	446件	
避難行動要支援者名簿提供割合	88.1%	90.6%	93.3%	
(3) 相談支援事業				
①相談支援				
障がい者相談支援事業所数	7か所	7か所	8か所	
相談支援事業従事者数	15人	15人	17人	
②住宅入居等支援事業	6か所	6か所	7か所	
(4) 成年後見制度利用支援事業				
市長申立て件数	9件	10件	12件	
報酬助成	12件	16件	20件	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業				
法人後見の活動支援	1か所	1か所	1か所	
法人後見受任件数	12件	14件	16件	
(6) 意思疎通支援事業				
手話通訳者数	19人	20人	20人	
要約筆記者数	30人	31人	32人	
派遣件数	実利用見込み者数	79人	81人	83人
	延利用見込み件数	669件	690件	711件
市役所における手話通訳者配置数	2人	2人	2人	
重度障がい者等入院時 コミュニケーション支援利用者数	1人	1人	1人	
(7) 日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	17件	17件	17件	
自立生活支援用具	63件	64件	64件	
在宅療養等支援用具	58件	58件	58件	
情報・意思疎通支援用具	67件	68件	69件	
排せつ管理支援用具	947件	985件	1,023件	
住宅改修費	5件	5件	5件	

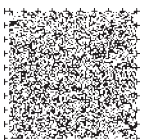




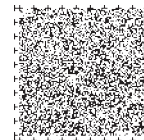
区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(8) 手話奉仕員養成研修事業				
	手話通訳者養成講座	5 コース (110 回)	5 コース (120 回)	5 コース (120 回)
	講座参加者数	96 人	97 人	98 人
(9) 移動支援事業				
	実利用者数	691 人	714 人	736 人
	利用時間数	65,683 時間	67,856 時間	70,029 時間
(10) 地域活動支援センター機能強化事業				
地域活動支 援センター	実施か所数	9 か所	9 か所	9 か所
	実利用者数	141 人	143 人	145 人

【任意事業】

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 訪問入浴サービス				
	利用見込み者数	40 人	42 人	44 人
	利用見込み回数	2,822 回	2,963 回	3,104 回
(2) 社会参加促進事業				
	①ボランティア(奉仕員)養成研修事業	132 人	134 人	136 人
	②点字・声の広報等発行事業	145 人	145 人	145 人
	③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業			
	太陽の家体育館延利用者数 (自主事業のみ)	1,255 人	1,265 人	1,275 人
	神奈川県障がい者スポーツ大会 参加者数	90 人	92 人	94 人
(3) 日中一時支援事業				
	利用者数	210 人	220 人	230 人
	利用回数	11,340 回	11,880 回	12,420 回



第7章 第1期ふじさわ障がい児福祉計画



1. 障がい児支援の提供体制の整備について

(1) 児童発達支援センターについて

2020年度（平成32年度）において、引き続き2か所を維持することを目標とし、本市の相談窓口と連携することで、支援体制の充実に努めます。

(2) 保育所等訪問支援について

多くの方がサービスを利用できるように支援員の確保について検討し、障がい児が円滑に集団での生活ができるようなサービス提供体制の強化に努めます。

(3) 重症心身障がい児等の重度の障がい児へのサービス提供体制について

重症心身障がい児に対応した事業所に対する支援を引き続き行い、サービス提供体制の強化に努めます。

(4) 医療的ケアが必要な障がい児支援のための関係機関の協議の場について

「藤沢市障がい者総合支援協議会重度障がい者支援部会」や「重度障害者等の医療的ケアに関する連絡会」といった既存の協議の場を活用しながら、医療的ケア児の支援に関するあり方を検討し、2018年度（平成30年度）末までに、本市における医療的ケア児のための協議の場を定めることとします。

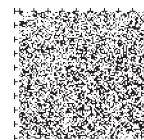
2. 障がい児支援サービスの見込み量一覧（平成30年度～平成32年度）

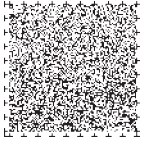
区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所系サービス	児童発達支援	3,497人日 (405人)	3,946人日 (457人)	4,395人日 (509人)
	放課後等デイサービス	8,698人日 (773人)	9,531人日 (847人)	10,363人日 (921人)
	医療型児童発達支援	0人日 (0人)	0人日 (0人)	20人日 (1人)
	保育所等訪問支援	16人日 (10人)	26人日 (16人)	35人日 (22人)
訪問系サービス	居宅訪問型児童発達支援	26人日 (3人)	35人日 (4人)	43人日 (5人)
相談支援	障がい児相談支援	280人	355人	430人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数				1人

注1. 通所系サービス、訪問系サービスの見込み量は、各年度3月の利用分を示しています。

注2. 障がい児相談支援の見込み量は、各年度末の実利用者数を示しています。

注3. 人日は、利用見込み者数×1か月あたりの平均利用日数で算出しています。





第8章 計画推進のために

1. 地域共生社会の推進に向けて

『きらり ふじさわ』中間見直しにおいては、障がいのある人やその家族等、市民、障がい者団体や障がい福祉サービス提供事業者等の支援者、そして行政を、障がい者施策を推進していく主体として位置付けます。

本市は公助の主体として、自助、互助、共助の活動を支援しつつ、障がいのある人のニーズを踏まえた政策形成とその推進に努め、障がいのある人やそれを支える人々への支援体制の基盤を整備します。

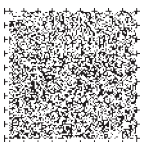
図表 8-1 障がい福祉における自助・互助・共助・公助の考え方

理 念	考 え 方
自 助	合理的配慮が保障された上で自己決定を行い、「権利の主体」たる社会の一員として、自分らしく生活する。
互 助	身近な住民同士が、身近な人間関係の中で、お互いを支え合う地域づくりの実現を目指す。
共 助	障がいのある人の人権を尊重し、障がいのある人を差別することなく、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加できるような地域社会の実現を目指す。
公 助	障がいの理解を深めるための普及・啓発を行い、障がいのある人の自主性が尊重され、可能な限り地域において自立した生活が営めるよう、年齢や障がいの状態に応じた支援を行い、あらゆる分野における施策を総合的に推進する。

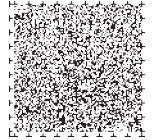
2. 地域福祉全体における考え方について

本市では、社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独、排除や摩擦から守り、社会・地域の一員として包み支え合う「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の考え方を踏まえ、地域の様々な課題に対して、「自助」「互助」「共助」「公助」がお互いに重なり合う「支え合いの地域づくり」を目指しています。

障がいのある人を取り巻く環境には、「自助」「互助」「共助」「公助」を妨げる様々な社会的障壁があります。『きらり ふじさわ』中間見直しでは、地域福祉全体の推進を目指すとともに、障がいのある人が自分らしく生活できる地域社会を実現するために、各主体の役割が機能するための施策を実施します。



3. 計画の推進体制について



(1) 庁内における横断的な取組の推進

障がいのある人を取り巻く地域課題の解決に向けて、障がい福祉分野のみならず、あらゆる分野において障がい者施策を展開すべく、庁内の横断的な調整や取組を推進します。

(2) モニタリング指標の設定とPDCAサイクルによる進行管理

『きらり ふじさわ』中間見直し」では、記載した事業や取組について、あらかじめ設定した指標のモニタリングを通じて、計画の達成状況や施策の効果の点検を行います。また、計画の進行管理においては、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体のマネジメントを行います。

(3) モニタリングの実施体制

『きらり ふじさわ』中間見直し」のモニタリングは、「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」において毎年行い、地域における課題と照らし合わせ、改善の方向性について協議・検討を行います。加えて、全体的な総合評価と計画策定に向けた協議・検討については、2020年度（平成32年度）に実施します。

また、障がいのある人に必要な支援を提供するため、一人ひとりにあった支援を行う中でみえてきた地域課題については「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」において、今後の対策や取組の方向性等の協議を進めていきます。

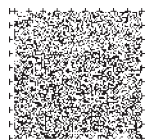
さらに、その協議経過や取組内容、および対応策等については、「藤沢市障がい者総合支援協議会」や「藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会」等と情報を共有し、随時連携しながら、障がい福祉の向上に向け協議・検討を進めていきます。

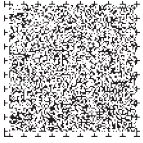
(4) モニタリングの実施スケジュール

年度ごとに進捗状況を管理し、「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」への報告と意見聴取を実施するとともに、聴取した意見は事業を所管する関係各課へ報告し、必要とされる取組について検討します。

(5) 計画の進捗状況等の公表

『きらり ふじさわ』中間見直し」は、障がいのある人や障がい者団体関係者の意見等を踏まえた上で、「藤沢市障がい者総合支援協議会」および「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」と市が協働して策定したものであり、各主体が計画の進捗状況等の情報を共有し、協働して計画を推進することが不可欠です。そこで、計画の進捗状況等について、市民の皆様に公表します。





■用語解説

● 合理的配慮

障がいのある人が生活している状況や環境を踏まえ、その人にとって、特定の場合に必要な変更や調整を、無理のない範囲で行うことにより、障がいがあっても、人としての権利や義務を行使できるようにすること。

● ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認め合い、地域全体で包み込み支え合うという相互の連帯や心のつながりを築く考え方。

● ノーマライゼーション

障がいの有無にかかわらず、お互いに特別に区別されることなく社会生活を共にすることが正常な状態であり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策等も含まれる。

※用語については各種資料を参考に整理し、趣旨を損ねないように掲載しています。

■「障がい」の表記について

本市では、「障害」の「害」の文字について否定的な意味合いがあることから、2011年（平成23年）4月より、条例と規則を除き、原則として、人や人の状態を表す場合には、「害」の字の表記をすべてひらがなにしています。

なお、団体の名称や組織名、建物の名称等の固有名詞はこれまでと同様に、ひらがなはひらがな、漢字は漢字のままの表記としています。ただし、本概要版においては、条例規則に準じ、条約、法律、国や県の計画名、事業名については法定の表記としています。

■SPコードについて

本概要版は、目の不自由な方等への情報提供手段としてSPコードを貼付しています。SPコードとは紙に記載された情報をデジタルに変える、二次元シンボルです。印刷されているSPコードを読み取ることで、記録されている情報を音声で、点字プリンタと接続すれば点字で、パソコンに接続すればテキストで出力することが可能です。

ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」中間見直し
(ふじさわ障がい者計画(中間見直し)・第5期ふじさわ障がい福祉計画・
第1期ふじさわ障がい児福祉計画)
(概要版)

2018年(平成30年)3月発行

発行 藤沢市

編集 藤沢市福祉健康部障がい福祉課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL: 0466-25-1111 FAX: 0466-25-7822

藤沢市のホームページアドレス: <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

